

令和4年第一回定例会

# 八丈町議会会議録

令和4年 3月1日 開会

令和4年 3月30日 閉会

八丈町議会

## 令和4年第一回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月1日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
施政方針	7
承認第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第 1号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第 2号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
議案第 3号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第 4号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第 5号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第 6号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
議案第 7号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第 9号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	53

議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
散会の宣告	6 3
署名議員	6 5

## 第 2 号 (3月15日)

議事日程	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
事務局職員出席者	6 8
開議の宣告	6 9
会議録署名議員の指名	6 9
一般質問	6 9
宮崎陽子君	6 9
浅沼隆章君	7 6
金川孝幸君	8 1
山本忠志君	8 6
沖山恵子君	9 4
岩崎由美君	1 0 0
山下則子君	1 0 6
山下巧君	1 0 9
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑	1 1 4
延会の宣告	1 4 0
署名議員	1 4 1

第 3 号 (3月16日)

議事日程	1 4 3
出席議員	1 4 4
欠席議員	1 4 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 4
事務局職員出席者	1 4 5
開議の宣告	1 4 6
会議録署名議員の指名	1 4 6
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 4 6
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 4
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 6
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 9
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 2
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 4
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 7
議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 9
議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 0
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 1
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 2
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 4
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 6
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 8
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 9
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 0
承認第 4 号ないし承認第 7 号の上程、承認	2 2 2
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 2
散会の宣告	2 2 6
署名議員	2 2 7

第 4 号 (3月30日)

議事日程	2 2 9
出席議員	2 2 9
欠席議員	2 2 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 2 9
事務局職員出席者	2 3 0
開議の宣告	2 3 1
会議録署名議員の指名	2 3 1
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 1
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 5
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 7
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 8
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 0
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 2
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 3
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 5
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	2 6 7
閉議及び閉会の宣告	2 6 7
署名議員	2 6 9

八丈町告示第66号

令和4年第一回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年2月22日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 令和4年3月1日（火） 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

不応招議員（なし）

## 令和4年第一回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和4年3月1日（火曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 施政方針
- 第 6 承認第 1号 専決処分事項の報告及び承認について（令和3年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 7 承認第 2号 専決処分事項の報告及び承認について（令和3年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 8 承認第 3号 専決処分事項の報告及び承認について（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 9 議案第 1号 令和3年度八丈町一般会計補正予算
- 第10 議案第 2号 令和3年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第11 議案第 3号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第12 議案第 4号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第 5号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第14 議案第 6号 令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第15 議案第 7号 令和3年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第16 議案第 8号 令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算
- 第17 議案第 9号 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約の変更
- 第18 議案第10号 檜立中之郷線道路改良工事請負契約の変更
- 第19 議案第11号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更
- 第20 同意第 1号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意について
- 第21 同意第 2号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

第22 同意第 3号 八丈町農業委員会委員の任命の同意について

第23 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第24 議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

---

出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	笹本博仁君	総務課長	菊池正勝君
総務課兼 福祉課 主任	高橋太志君	税務課長	福田高峰君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	奥山勉君
建設課長	瀬筒国治君	産業観光 課長	高野秀男君
会計課長	田村久美君	企業課長	菊池拓君
教育課長	菊池良君	消防長	菊池邦彦君
病院事務 課長	菅原宏幸君	代表 監査委員	浅沼拓仁君
企画財政 課長	冲山晃君	建設課長 建設係長	浅沼晶君
福祉健康 課長	浅沼洋介君	産業観光 産業係長	廣瀬悠志君

病 院  
事 務 局  
管 理 係 長  
企 業 課  
經 理 係 長  
笠 原 達 也 君  
岡 野 豊 広 君

病 院  
事 務 局  
業 務 係 長  
菊 池 裕 介 君

---

事務局職員出席者

事務局長 和 田 一 宏 君  
書 記 篠 崎 京 平 君

庶務係長 山 本 良 太 君  
書 記  
(録音) 佐 治 渉 君

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、令和4年第一回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、7番、8番議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より3月30日までの30日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で諸般の報告を終了いたします。

---

◎行政報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（山下奉也君） それでは、私の行政報告の用紙をご覧いただきたいと思います。

まず、12月23日ですけれども、東京都知事への要望とありますけれども、これはデジタル化の関係で知事へ要望してまいりました。東京都の予算も、デジタル化ということで施政方針にも書いておりますけれども、5Gの関係で町立病院を東京都が支援していただけるということで、知事へ要望してまいりました。

12月24日ですけれども、全離島の関係で、離島振興予算対策本部会議、また予算要望活動を行っております。

2月9日ですけれども、また全離島の正副会長会議、理事会がございまして、また翌日、自由民主党の離島振興特別委員会、谷川委員長、また石原宏高議員が事務局長となりまして、この会議に出席してまいりました。

次に、離島振興法改正・延長実現総決起大会、また要望活動に参加してございます。

2月15日は振興公社の理事会、また16日には土地改良事業団体連合会の理事会、総会、これは私が会長でして、これに出席してございます。

以上です。

---

#### ◎施政方針

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第5、施政方針を山下奉也町長より述べていただきます。町長。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） おはようございます。

令和4年第一回八丈町議会定例会の開催に当たり、私の町政に関する所信の一端と施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症が全世界に猛威を振るってから丸2年が経過しました。感染症対策において、町民の皆様には大変なご不便をおかけしております。

これまでも10年半にわたり町政の職を務めさせていただきましたが、町が抱えている課題や様々な問題の解決に取り組むことができたのは、町民や議員の皆様のご支援、ご協力のたまものであり、現在も継続して実施している基本的な感染症対策に対しても、ご理解、ご協力いただいていることをこの場をお借りして改めてお礼を申し上げます。大きな決意と情熱を持ち、未来へ躍進する町づくりのため、全力を注いでまいります。

昨年度策定いたしました新たな基本構想と基本計画においては、前構想からの理念を引き

継ぎ、「住民が主役の町」「島を生かす町」「歴史と文化を生かす町」「クリーンアイランドを目指す町」の4つの柱を町づくりの基本方針として掲げ、豊かな地域社会の実現を目指すため、持続可能な開発目標の考え方を取り入れました。

基本計画では、持続的社會をつくるための多世代共創の観点から、前計画の「海洋を活かす町」を「島を生かす町」に改め、島であることで得られる海・山の自然の恵みや、先人たちから受け継がれる島の魅力を生かすことが町の未来を照らす指標としました。

新たな試みとして、八丈町の魅力発信のため、俳優の原田龍二さんに温泉大使に就任していただき、観光面を含めた温泉PRの一翼を担っていただきます。安心・安全の質の向上として、東京都の支援による町立八丈病院をモデルケースとした5G通信を活用した遠隔医療の実装に向けた取組を行います。また、文化やスポーツ、各種団体の活躍の場である集会施設について、中之郷公民館の建て替えの検討を始めました。住民の皆様のご意見をいただきながら、着実に進めてまいります。これまでの経験や実績を生かし、10年後、20年後の八丈町の姿を想像し、後継者を未来志向で育成することで、町民の皆様の福祉の向上につながるよう励んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策は、全庁挙げて取組を行い、18歳以上の3回目のワクチン接種を3月末までに終了させます。令和4年度においても、さらなる安心をいち早く町民の皆様へ提供できるよう、関係機関と連携を図りながら、今後も円滑な接種を進めてまいります。

一方で、新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があるものです。感染者や医療従事者、またはその家族に対しての不当な差別、偏見、誹謗中傷は、どのような理由があっても許されるものではありません。人権や個人情報に努めてご配慮いただくよう、よろしく願いいたします。いま一度、誰もが自分が感染していると思い、人に感染させない行動を心がけていただきますようお願いいたします。

また、自然災害に対しては、人の想像を超えた規模での災害が世界中で発生しております。八丈町においても、台風や大雨による被害が多くなっています。今までは幸いにも人的被害は出ていないものの、近年の自然災害には予断を許さない状況にあります。自然災害から町民の生命、身体及び財産を守ることが行政運営の基本であり、より防災の意識を高めるとともに、今後も実効性のある災害対策に取り組んでまいります。

町の基幹産業でもある農業、漁業、商工・観光業のそれぞれの発展のため、後継者の育成や基盤整備はもとより、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた経済活動に対

しても、活性化施策を着実に推進してまいります。コロナ禍の禍を福と転じるよう、経済的資源の点と点を結び、有機的な取組を行います。

八丈町の財政事情は厳しい状況のままですが、島の未来に必要な施策は積極的に事業展開を図ることも必要です。このような施策を着実に進めるため、地域特性や可能性を生かした地方創生を行ってまいります。

次に、主要施策でございますが、移住定住について。

移住定住事業の促進を図るため、関係機関との連携を進めるとともに、移住定住支援員を配置するなど、受入れ体制の強化に取り組んでまいります。

防災対策については、多様化する自然災害への対応強化のため備蓄装備品の拡充を行い、気象庁をはじめとする関係機関との連携を今以上に緊密にし、防災に関するノウハウを民間企業とも共有できるよう新たに企業等派遣職員受入れを活用し、防災担当の体制強化を図ります。また、防災行政無線のデジタル化に伴う工事を継続して実施し、防災情報の迅速化・適正化を図ります。

次に、町税は、地域社会における様々な行政サービスを提供していくための重要な財源です。納期限内納付の重要性を周知徹底し、財源の確保と納税秩序の維持に努めます。また、税務行政のデジタル化を推進し、各種手続の簡素化、迅速化、統一化を図り、業務の効率的な運用に取り組んでまいります。

個人番号制度、各種証明書等の交付については、マイナンバーカードを含め、各種証明書等の交付に際し、本人確認を厳格に実施するとともに、個人情報の漏えいを防止し、適切な制度運営を図ってまいります。

国民健康保険、国民年金について。

国保は、東京都と共に安定的な財政運営を担うために、都から示される市町村標準保険料率を踏まえ、激変緩和措置を講じながら国保税率を改定してまいります。適正な税負担についてご理解いただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。

国民年金においては、制度の周知を図ってまいります。

次に、新八丈町クリーンセンター建設事業につきましては、敷地造成が間もなく完了し、ごみ処理施設本体の建設が始まります。将来にわたり、安全かつ安定的なごみ処理ができる施設として、令和6年度からの供用開始を予定しております。

一般廃棄物の処理においては、古着の収集事業の改善を図り、ごみの減量化とリサイクル推進に取り組んでまいりますので、廃棄物の適正処理へのご理解、ご協力をお願いいたします。

す。

環境衛生対策について。

大量発生により町民生活や自然環境へ様々な影響を及ぼしているアシジロヒラフシアリはじめヤンバルトサカヤスデやアズマヒキガエル等の外来生物について、関係機関と協力し、適切な防除対策を講じてまいります。

関連施設においては、火葬場の防水補修工事や町営墓地ののり面補強工事等を予定しており、適切な維持管理及び安全対策に努めてまいります。

次に、保育園ですが、老朽化した施設の整備計画を進めてまいります。新型コロナウイルス感染拡大の厳しい状況下においても社会機能を維持する方々のため、継続的な事業運営に努めてまいります。

子ども家庭支援センターについては、子育て応援拠点として、妊娠から子育て期まで、親子に寄り添う支援を総合的・継続的に実施します。

次に、高齢福祉について。

高齢者がこれまで培ってきた知識、経験を生かし、地域を支える担い手として活躍できるように、シルバー人材センターの運営や老人クラブ等の活動を支援します。

介護保険について。

第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が暮らし慣れた島の中で安心した生活が送れるよう、関係機関と共に適切に対応してまいります。

障がい福祉ですが、第6期八丈町障がい者福祉計画に基づき、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図るため、関係機関と連携した取組を推進してまいります。

保健・母子・健康増進事業について。

島外の医療機関通院の交通費やがん患者のウィッグ等購入費の一部助成を継続して行います。

妊娠された方や子供たちの健康と発育環境を守るべく、切れ目のない支援を継続し、健診や面談、国で定められた予防接種等を安定的に実施してまいります。

また、産後に実施される産婦健診費用の助成を開始いたします。

次に、予防接種事業について。

定期予防接種の子宮頸がんワクチンが積極的勧奨となったため、他の定期予防接種同様に進めてまいります。また、島外での子供の定期予防接種費用の一部助成を開始します。

新型コロナワクチン接種も、医療機関と引き続き連携を図り、接種体制の確保に努めなが

ら円滑に実施します。

温泉事業については、町民の方の健康増進や観光資源として快適に利用できる施設運営に努め、合理的な施設管理を検討しながら計画的に施設の改修整備を実施します。

次に、土木・管財事業について。

国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線を道路改良事業として継続して施工します。市町村土木補助事業においては、藍ヶ江線ほか4路線を道路改良事業として継続して施工します。

また、その他の町道各路線の適切な維持管理の改善を図るため、長寿命化計画の策定を行い、町道などの中長期事業化路線の道路プランの検討に着手し、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興を考慮しながら道路整備事業に取り組んでまいります。

庁舎管理事業については、新型コロナウイルス感染拡大の波が繰り返す状況下において、新しい日常の定着に向けた新しい庁舎管理宣言の内容を踏まえ、安全かつ衛生的で持続可能な維持管理に努めます。また、供用開始から10年目を迎えるに当たり、年々増加する設備保全及び除草費用等の維持管理コストの削減を図り、次の10年を見据えて合理的な環境整備に取り組めます。

町営住宅事業については、八丈町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な更新及び適切な修繕を実施します。八丈町基本構想の理念に基づき、入居者が健康で文化的な生活を送ることができるように、良質な町営住宅運営を目指します。

財産管理事業については、町の財政状況が厳しさを増す中、総合的な財産管理コストの削減を図りつつ、未利用財産の活用または処分の方法を全庁横断的に検討してまいります。

次に、農業関連事業について。

新規就農者の確保と育成のため、八丈町農業担い手育成研修センターへの第7期研修生2名の入所をはじめとする就農希望者への支援に努めてまいります。農地の利用促進を図るため、農業委員会と連携し、積極的に農地の流動化に努め、生産施設等の整備を計画的に進めることで共選共販体制の強化と支援を行い、高品質な農産物の出荷に取り組んでまいります。

農業基盤整備では、登立農道と安川農道のほか、三根河尻水路の改修工事、防災事業では中之郷銚子の口ため池の改修工事を継続して施工します。

観光振興については、新型コロナウイルス感染症に対する国や東京都の方針や取組を注視し、八丈島観光協会等と連携し、効果的な観光PRや支援を実施します。八丈島ならではの観光資源の魅力を発信するとともに、トレッキングコースなど観光客の受入れ環境の整備、

スポーツ合宿や団体集客事業による観光誘致の取組を継続してまいります。

水産振興については、漁業経営の安定化を図るため、運行費用、フォークリフト等出荷運搬車両整備への支援のほか、小島南西沖へ浮魚礁を設置します。後継者対策では、漁業担い手確保委員会を中心に、新規就業者の育成・確保に引き続き努めます。

商工振興については、商工会が行う事業や伝統工芸品である黄八丈の事業について、引き続き支援を行います。

次に、消防ですが、消防団施設整備事業として、三根分団に電源照明車の代替更新を実施しました。この車両により、夜間等の災害現場で消防団員の活動危険を減らし、安全を確保することができます。

令和4年度は、消防団員の報酬、出動報酬の見直しを行い、消防施設においては、耐震性貯水槽を1基新設します。

今後も多様化、巨大化する各種災害に対し、消防職員、消防団員の教育訓練の充実、及び関係機関等との協力体制強化を図りながら対応してまいります。

次に、学校教育の充実について。

タブレット端末の活用を継続・発展させて、個別最適化された教育及び創造性を育む教育を推進します。

小・中学校の特別教室にエアコンを設置する事業として、本年度は中学校の特別教室に設置し、快適に授業を受けられる環境を整備します。

新たに中学生が島外での職場体験を行える機会を設け、生徒たちが将来の職業観を育むための支援を行います。

生涯学習と文化の振興について。

歴史民俗資料館の開館に向けて、文化財指定された本館、新館の耐震補強等の工事を本年度から3か年で行います。同時に、収蔵物展示のための基本設計を行います。

町民の学習やコミュニティ活動を支援するため、コミュニティセンターの改修をはじめ、社会教育施設の環境整備に努めます。

次に、公営企業水道浄化槽事業について。

水道事業は、令和5年度の完成を目指し、引き続き大川浄水場改修工事を行います。また、安全・安心な水を供給するため、老朽化した管路、施設の更新を行います。

浄化槽事業は、自然環境の保全と生活環境の向上のため、合併処理浄化槽の普及率向上の啓発活動を行ってまいります。

一般旅客自動車運送事業について。

都道工事に伴う移転による事務所、車庫の建設を行い、令和4年度の完成を目指します。

乗合事業、貸切り事業共に安全な運行に努めるとともに、老朽化した貸切りバス1台を更新します。乗合事業については、効率のよい運行を行うため、路線の見直しを行います。

病院事業について。

町立八丈病院が掲げる、患者の立場に立ち、地域に根差した医療を提供し、患者の家庭、社会復帰の自立支援を行うという理念の下、医療従事者の確保に努め、医療レベルの維持を継続します。また、救急医療と島外医療機関との適切な連携により、安心感を与える医療を提供します。

第二種感染症指定医療機関として、感染症対策に全力で取り組みます。

以上、令和4年度の主な施策の概要について申し上げます。

来年度の各会計の予算額は、一般会計97億9,000万円、特別会計25億1,000万円、企業会計37億7,000万円、合計で160億7,000万円となりました。

財政状況は依然として厳しい状況に変わりはありませんが、新規事業としては過去最大となる新八丈町クリーンセンター建設事業をはじめ、農業・漁業の基盤整備や教育関連施設整備などの投資的施策を中心に、先を見据えた事業に積極的に取り組んでいく予算となっております。

これらの施策を着実に遂行することで、住民が主役の町づくりを目指し、町民の皆様のご理解の下、全力で取り組んでまいります。

ここに重ねて、議員各位並びに町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第6、承認第1号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の2をお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月15日、八丈町長、山下奉也。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億73万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億4,447万5,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(笹本博仁君) はい。

令和3年12月15日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも、項の補正額で説明をいたします。

歳入になります。

15款2項国庫補助金1億73万円の増。子育て世帯等臨時特別支援事業補助金1億73万円でございます。

歳入合計、補正前の額81億4,374万5,000円、補正額1億73万円の増、計82億4,447万5,000円となります。

続いて、歳出となります。

3款2項児童福祉費1億73万円の増。こちらは18歳以下の子供1人当たり10万円の給付金、また事務費等になります。

歳出合計、補正前の額81億4,374万5,000円、補正額1億73万円の増、計82億4,447万5,000円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ないですか。

3番。

○3番（山下則子君） 子育て世帯等への臨時特別給付金なんですけれども、これ高校生だけの場合はいつ入金されるんでしょう。

○議長（奥山幸子君） 主幹。

○総務課主幹兼福祉健康課主幹（高橋太志君） おはようございます。

今の件なんですけれども、まずこの支給なんですけれども、児童手当を受給していて18歳以下の子供がいる世帯で公務員以外の世帯には、12月18日にまず610人分を支給しています。

その後、1月28日に公務員世帯に給付しています。その中には児童手当を頂いている方、もしくは高校生を持つ方を含めたところで、ここでもまず一部の高校生に支給している形です。

今度、2月28日なんですけれども、こちらのほうで申請を受理した40世帯46人分の支給を行ったところです。

今もまだ申請を受け付けている最中で、今後、今月末あたりにまたもう一回支給をしたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（山下（則）議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、承認第1号 専決処分事項の報告及び承認については原案どおり承認いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第7、承認第2号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次の次のページになります。

承認第2号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月21日、八丈町長、山下奉也。

予算書のほうの1ページをお願いします。

令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,981万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億428万7,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和4年1月21日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも、項の補正額で説明をいたします。

15款2項国庫補助金1億5,981万2,000円の増。非課税世帯等臨時特別支援事業補助金1億5,981万2,000円でございます。

歳入合計、補正前の額82億4,447万5,000円、補正額1億5,981万2,000円の増、計84億428万7,000円でございます。

次に、歳出となります。

3款1項社会福祉費1億5,981万2,000円の増。こちらは非課税世帯等への10万円の給付金、また事務費等になります。

歳出合計、補正前の額82億4,447万5,000円、補正額1億5,981万2,000円の増、計84億428万7,000円でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、承認第2号 専決処分事項の報告及び承認については原案どおり承認いたしました。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、承認第3号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号3をお願いいたします。

承認第3号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月28日、八丈町長、山下奉也。

次のページを、裏をお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部と次のように改正する。

第19条中「ボランティア休暇」の次に「、出生サポート休暇」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

こちらの出生サポート休暇ですが、こちらにつきましては、不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合に使用できる有給の休暇でございます。休暇の期間は、年5日までとなっております。ただし、体外受精及び顕微受精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内という形になっております。休暇の単位は1日または1時間単位ということになっています。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ないですか。

3番。

○3番（山下則子君） この休暇の取得の年5日とかというのは、国で定められた日数なわけでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、国家公務員に準じております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

（山下（則）議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、承認第3号 専決処分事項の報告及び承認については原案どおり承認いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第9、議案第1号 令和3年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の4をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第1号 令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,942万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,485万9,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正。

1件目ですが、新クリーンセンター建設事業の年割額の変更となります。

令和3年度の年割額8,824万8,000円を1億934万3,000円に、令和4年度の年割額17億805万円を16億9,693万2,000円に、令和5年度の年割額18億3,740万6,000円を18億2,742万9,000円に変更いたします。こちらは、年度ごとの支払い額による変更でございます。総額は41億7,880万4,000円となります。

2件目ですが、防災行政無線デジタル化整備事業の年割額の変更となります。

令和3年度の年割額1億7,598万円を1億7,140万2,000円に、令和4年度の年割額1億

3,180万9,000円を1億3,102万8,000円に、令和5年度の年割額1億1,198万3,000円を1億1,120万2,000円に、令和6年度の年割額1億4,248万6,000円を1億4,862万6,000円に変更いたします。こちらも年度ごとの支払い額による変更でございます。総額は7億5,043万9,000円となります。

続きまして、第3表、繰越明許費補正、追加と変更がございます。

まず追加ですが、2款1項総務管理費、社会保障税番号制度システム整備委託272万8,000円はオンライン申請の関係になりますが、国との調整が必要なため繰越しをいたします。

庁舎玄関検温器購入10万3,000円は、コロナの影響で搬入が遅れているため繰越しをするものでございます。

3款1項社会福祉費、ちょんこめ作業所エアコン取付工事77万7,000円は、コロナの影響により資材の調達が遅れており、4月に完了予定となるため繰越しをいたします。

5款1項労働諸費コミュニティセンターB棟エアコン交換工事669万5,000円は、早急に修繕が必要なため計上してございます。

8款1項道路橋梁費、檜立中之郷線道路改良事業5,675万3,000円は、工事内容の変更により、工期が令和4年7月29日となったため繰越しするものでございます。

4項住宅費、弁護士委託62万3,000円は、コロナの影響により調停手続が遅れているため繰越しをいたします。

10款2項小学校費、3項中学校費、新型コロナウイルス感染症対策支援事業、小学校が225万1,000円、中学校が199万1,000円。こちらは、都の補助事業を繰越しするものでございます。

富士中学校体育館トイレ改修事業358万5,000円は、コロナの影響により資材の調達が遅れており、6月に完了予定となるため繰越しをいたします。

5項社会教育費、歴史民俗資料館実施設計委託118万8,000円は、国との調整が必要になるため繰越しをするものでございます。

次に、変更となります。

11款3項その他公共施設災害復旧費、テニスコート照明改修工事、補正前995万円、補正後1,168万円に変更をいたします。こちらは、資材の高騰による変更となります。

続いて、7ページになります。

第4表、地方債補正変更でございます。

道路橋梁整備事業につきましては、事業費の減により起債の限度額1億6,370万円から1

億2,000万円に減額をいたします。減収補てん債につきましては、町税等の減収により、新たに限度額734万円を起債するものでございます。これにより、限度額の合計は4億9,316万2,000円となります。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございませんので、朗読を省略いたします。

続いて、10ページになります。

歳入歳出とも、項の補正額で説明をさせていただきます。

1款1項町民税477万3,000円の減、2項固定資産税512万3,000円の減、3項軽自動車税21万4,000円の減、4項町たばこ税161万9,000円の減。町税につきましては、調定の増減によるものでございます。

11款1項地方交付税1億2,375万1,000円の増。こちらは、交付額の確定によるものでございます。

次のページになります。

13款1項負担金39万4,000円の減。老人保護措置負担金の減となります。

14款1項使用料1,425万2,000円の減。こちらは、温泉浴場使用料の減が主なものとなります。

2項手数料146万9,000円の減。こちらは、一般廃棄物処理手数料の減が主なものでございます。

15款1項国庫負担金279万9,000円の増。次のページになりますけれども、自立支援給付費負担金の減はございますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が増となっております。

2項国庫補助金3,726万4,000円の減。こちらは、社会保障税番号制度システム整備費補助金、子育て支援交付金の増はございますが、雇用拡充の交付金、新クリーンセンターの交付金、農業次世代補助金が実績による減となっております。

次のページになります。

16款1項都負担金236万6,000円の減。自立支援給付費負担金等の減となります。

2項都補助金2,142万4,000円の減。こちらは、新クリーンセンターの都補助金、住宅家賃対策補助金等の増はございますが、とうきょうママパパ応援事業補助金、ポットホール整備の補助金、次のページになりますが、市町村土木補助金、歴史民俗資料館改修の補助金が減となっております。

14ページになります。

3 項委託金225万7,000円の減。衆議院議員選挙費委託金の減が主なものでございます。

17款 1 項財産運用収入13万6,000円の増。土地建物貸付収入となります。

2 項財産売払収入959万9,000円の増。土地売払収入の増が主なものでございます。こちらの主なものは、旧庁舎の前に社会福祉協議会がございまして、この土地の売却の関係でございまして。

18款 1 項寄附金122万7,000円の増。ふるさと納税でございまして。

19款 1 項基金繰入金4,500万円の減。ふるさと創生基金への繰戻しになります。

2 項特別会計繰入金217万2,000円の増。国民健康保険特別会計繰入金となります。

次のページをお願いいたします。

21款 4 項雑入340万3,000円の増。こちらは、ハロウィンジャンボ宝くじ交付金が主なものでございます。

22款 1 項町債3,636万円の減。減収補てん債の増はございますが、町道の事業実績による起債の減となります。なお、減収補てん債は75%の交付税措置がございまして。

歳入合計、補正前の額84億428万7,000円、補正額2,942万8,000円の減、計83億7,485万9,000円でございまして。

続いて、歳出になります。

1 款 1 項議会費361万円の減。こちらは、旅費の減が主なものでございます。

2 款 1 項総務管理費6,162万4,000円の増。1 目では、次のページになりますけれども、退職手当組合負担金の増が主なものとなります。

続いて、19ページになりますけれども、5 目ですが、旧庁舎解体工事が減となってございます。これは契約差金となります。

一番下の11目になりますけれども、社会保障税番号制度システム整備委託料が増となってございます。

次のページになります。

16目でございまして、減債基金積立金が増となってございます。5,000万円の増でございまして。

2 項企画費2,847万4,000円の減。こちらは、熱中小学校委託料、雇用拡充支援補助金の事業実績による減となってございます。

次のページになります。

3 項徴税費81万7,000円の減。不用額でございまして。

4 項戸籍住民基本台帳費105万7,000円の増。住基ネットシステム機器リース料の増となります。

5 項選挙費247万9,000円の減。次のページになりますが、衆議院議員選挙の減が主なものでございます。

6 項統計調査費16万7,000円の減、7 項監査委員費52万6,000円の減。どちらも不用額でございます。

3 款 1 項社会福祉3,309万9,000円の減。次のページの 1 目では、コロナの経済支援、水道料金補助金の実績による減が主なものとなっております。

3 目では、老人保護措置費、後期高齢者医療特別会計繰出金の減が主なものとなります。

5 目ですが、次のページになりますが、実績による扶助費の減が主なものでございます。

2 項児童福祉費609万7,000円の減。こちらは、職員給与、旅費、食糧費の減が主なものとなります。

次のページになります。

4 款 1 項保健衛生費5,552万3,000円の増。1 目では、次のページになりますが、病院事業会計繰出金の増が主なものとなります。病院事業会計は、最終補正でも繰り出しを見込んでございます。

26ページになります。

2 目では、子育て世代包括支援員報酬、国保連合会委託料の減が主なものとなります。

4 目ですが、新型コロナウイルスワクチン接種委託料等の増が主なものでございます。

27ページになりますけれども、6 目では、温泉管理委託料、光熱水費等の減が主なものでございます。

次のページになります。

2 項清掃費141万8,000円の減、1 目では、一組の清掃施設整備費負担金が減となっております。

2 目では、廃棄物島外運搬処理委託料等の減はございますが、新クリーンセンター敷地造成工事が増となっております。これは岩工事の関係の増額となります。

次のページになります。

3 目では、浄化槽設置管理事業会計出資金の減が主なものでございます。

5 款 1 項労働諸費534万7,000円の増。こちらは、コミュニティセンターB棟エアコン工事が増となります。

6款1項農林業費1,601万8,000円の減。

次のページになります。30ページでございます。

3目では、土地購入費の減が主なものでございます。こちらは、西見農道の関係でございます。

4目では、銚子の口ため池改修工事契約差金の減となります。

次のページの一番下になりますが、10目ポットホール散策路整備工事の減が主なものでございます。

続いて、32ページになります。

2項水産業費9,000円の増。消耗品等の増となります。

3項振興費1,155万4,000円の減。こちらは、産業祭補助金の減、次のページの農業次世代人材育成資金の減が主なものでございます。

7款1項商工費771万1,000円の減。こちらは、スポーツ合宿サポート業務委託料など、実績による減となります。

次のページになります。

8款1項道路橋梁費1,725万3,000円の増。2目では、道路補修工事、こちらは中里桑谷ヶ洞線の不調による減となります。

次のページ、3目では、道路改良工事の契約差金の減はございますが、樫立中之郷線が工事内容の変更により増となっておりましてございます。

2項河川費33万円の増。こちらは、除草等委託料の増となります。

3項都市計画費19万6,000円の減、4項住宅費58万円の減。不用額でございます。

次のページをお願いします。

9款1項消防費2,040万円の減。こちらは、2目でございますが、旅費の減、次のページ、消防団照明車の契約差金の減が主なものでございます。

4目では、防災行政無線デジタル化工事の出来高による減が主なものでございます。

10款1項教育総務費379万8,000円の減。こちらは不用額でございます。

次のページになります。

2項小学校費2,287万1,000円の減。こちらは、コロナ対策清掃委託料の増はございますが、特別支援介助員報酬、健診委託料、次のページの各小学校特別教室空調設置工事の減が主なものでございます。

2目は不用額となっております。

3 項中学校費108万8,000円の減、40ページになります。富士中体育館トイレ改修工事、コロナ感染対策備品購入の増はございますが、健診委託料など、不用額による減となります。次のページになります。

4 項学校給食費13万6,000円の増。こちらは、光熱水費の増となります。

5 項社会教育費986万9,000円の減。こちらの次のページになります。公民館の光熱水費、歴史民俗資料館実施設計委託料の減が主なものでございます。

6 項保健体育費148万2,000円の減。不用額でございます。

11款 2 項農林水産業施設災害復旧費 1 万5,000円の減。こちらは、契約差金の減でございます。

3 項その他公共施設災害復旧費173万円の増。テニスコート照明改修工事の増となります。こちらは、資材の高騰によるものでございます。

13款 1 項特別会計繰出金、増減なし。こちらは、バスの車庫建設工事が不調となったため、出資金を繰出金に組み替えておりますが、また病院事業と同じで最終補正でも繰り出しを見込んでございます。

14款 1 項予備費16万8,000円の減。

歳出合計、補正前の額84億428万7,000円、補正額2,942万8,000円の減、計83億7,485万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） ここで休憩を取りたいと思います。10時25分まで休憩いたします。

（午前10時07分）

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時25分）

---

○議長（奥山幸子君） 企財課長の説明は終わったんですが、お諮りします。

一般会計の補正予算については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。  
それでは、質疑をお受けいたします。

一般会計補正予算書、歳入、10ページから16ページについての質疑をお受けいたします。  
10ページから16ページです。

5番。

○5番（沖山恵子君） 15ページの財産収入のところについてお伺いいたします。

1番の財産貸付収入が増となっておりますが、町役場が土地建物を貸し付けているというのはあまり認識がなかったのですが、これはどこなのかなというのと、貸すときって大体年間計画立つものですが、何で増えたのかなということをお伺いしたいです。

あともう一点、下の不動産売却収入で、先ほど課長の説明で、社協の建物がある土地を売りましたということなんですけれども、あの土地は役場から社協がお借りしまして、島内唯一の自前の建物ということで社協自前の建物を建てていたんですが、土地を売られて上物も道路になるので取り壊すと思うんですが、この後の予定、代替地を町から提供していただけるんじゃないかなという話は以前聞いたことがあるんですけれども、その後どんな感じになっているのか、場所等はもう決まっているのか、その辺のところを教えてください。2点です。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） まず初めに、貸付けの件ですけれども、普通財産として管理している土地につきましては、申請があれば貸付けを行っております。

増えている理由としては、当初予定していたところではない今年度新規の貸付けとして4万5,700円、2万9,610円とか、そういった大口の貸付けの方が合わせて10件増になっているということで、今回の3月の補正で現在の収入を合わせた補正を行ったところなんです。

また、財産収入のところでの社協の話ですけれども、あそこは都道の拡幅に伴って買収をしているところですが、社協の新しい事務所につきましては、今社協さんのほうでいろいろ検討しているところというふうに聞いています。大体の場所としては、候補地としては三根小学校のプールの反対側っていいですか、裏側の町有地が第1候補として挙がっていますけれども、まだ決定はされておきませんので、これからまた社協さんのほうと協議をして進めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 社協の建物の新しい移転先については、ぜひご配慮のほどよろしくお願ひいたします。

あと、財産収入貸付けの場所が増えたんですよということなんですけれども、この前の議会でも、いろんな土地とかを、利用目的があって買ったものを一般の財産にしますよという決議が何個かなされたかと思うんですけれども、ぜひその土地を貸すなり売るなり有効に使って、町の収入を増やしていただくように、一般の人は町が土地貸してくれるなんて知らないかもしれないので、ぜひ宣伝をしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 答弁求めますか。いいですか。

（沖山議員「いや、いいです」の声あり）

○議長（奥山幸子君） それでは、10番ですか。

（金川議員「同じなんで」の声あり）

○議長（奥山幸子君） そうですか。

ほかにございますか。歳入で。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出、17ページ議会費から29ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。17ページから29ページまでです。

4番。

○4番（山本忠志君） ページ数は20ページの一番下の段になりますけれども、雇用機会拡充支援補助金、当初予算では3,600万円だったと思うんですが、およそ3分の2が不用額として減額補正ということなんです、この申請者が何人いて決定者が何人いたのか、まずそこからお伺ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 企財課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 令和3年度は申請者が6社ございまして、採択されたのが2社ということでございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） その2社の中身は、創業なのか事業拡大なのか、その辺はいかがですか。

○議長（奥山幸子君） 企財課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 1社が事業拡大でございまして、1社が創業になります。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 分かりました。

これは、実は昨年度も同じ内容で質問とお願いをした記憶があるんですけども、せっかくの雇用機会拡充の国からの国境離島法の予算ですので、有効に使えないかということをお願いしました。6社あって2社採択ということですけども、ほかの4社の場合は箸にも棒にもかからないようなその程度のもの、企画書なり何なりそういうものであったのか、もうちょっと助言を与えるなり、ちょっとアドバイスすれば採用に至るんじゃないかなというふうな、中身僕分からないので何とも言えないんですけども、先ほどの町長の施政方針の中でも、担い手育成ですとか若手の指導育成ですとかという文言が何度も出てきましたけれども、せっかく手を挙げて、私申請しますって出てきた人たちを、完全に完成していなくても、ちょっと手を加えてあげて、アドバイスしてあげて、指導育成しながら形にしてあげるといって、そういう町の姿勢もあっていいんじゃないかなと思うんですけども、その辺のところ、具体的をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 指導をとといいますか、当然国へも1件1件確認しながら、どのような申請になればということでは助言は申し上げてございます。ただし、事業の中ではほかの補助事業も併せて使っていたり、そうなるとすみ分けがしっかりしていないと、これは難しい事業になってしまいます。

そういったこともございまして、2件の採択という形になってはございますけれども、町といたしましては、この国境離島の事業を進めてまいりたいと思っておりますので、今年度も実は例年以上に相談を受けてございますので取組を進めてまいりたいと、そのように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） これで最後にしますけれども、せっかくのこういうチャンスっていいですか、大きな額だと思うんですよ。先ほど課長が言われたように、最近は物すごい物の値段が上がっていますよね。資材なんか、例えば単管1メートル当たり、鉄パイプ、ちょっと前まで840円だったんですけども、今1,280円、1.5倍ですよ。だから、資材を造るにしても何にしても物すごいお金かかるようになっていて、やっぱりこういう公的な支援はぜひ積

極的に町民の方に、雇用拡充のためにこういう制度がありますよというのを知らずに断念している方もいるかもしれない。もうちょっとこういう制度を使ってみませんかというPRがあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうかね。

今まで何度も受けている方がいて、手慣れた形で同じような業者に何度も何度も毎年のように事業拡大に充当するというよりも、幅の拡大といいますか、そういうふうなこともいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） PRにつきましては、昨年も申し上げたと思いますが、こちら有効に皆さんに知っていただけるように、それは取り組んでまいりたいと思います。

そのようなこともございまして、今年度、今現状では9社ほどの昨年より多い相談もございます。かなりロコミでも皆さんご理解いただけているかなという認識はしてございますが、今後もPRには努めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（山本議員「はい、以上です」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 今の関連で、この制度が始まる第1回目のときは、何か東京かどこからか講師の方がいらして、いろんなアドバイスも含めて指導してくださるという制度があったんですね。このお金がそういう方を呼ぶことにも使えるのでしたら、町のほうでまたそういう方を呼ぶとか、役場の職員が1件1件いろいろ対応するといってもなかなかお忙しいでしょうから、これだけ予算に余裕があるのであれば、やっぱり外部の方を呼んで、その方に専門的な指導もいろいろしていただいたほうがより効率的に事業を進められるのかなと思うんですけども、そういうことは考えられないのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 当初はアドバイザーの方、細かく事業者の皆さんに説明しながら事業が始まってございます。ただし、全国的なことでもございますけれども、アドバイザーにより拡大解釈という事案も聞いてございます。この事業は大丈夫だよということから、実際蓋を開けてみれば採択ができなかったとか、そういったことも伺っていますので、その辺は町も慎重に対応をしてみたい。

やはりこれ事業者の経費も出てまいります。将来的に雇用ですとか事業が継続できなければ、国の交付金でございまして、返還するというのもちょっと視野に入れて、町として

は慎重に事業、また指導も含めて進めてまいりたい、そのように考えております。よろしく  
お願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） アドバイザー、人によりけりということでしたら、ちゃんとした人を  
呼べばいいのかなと。

あと、やっぱり島の方ってあまり事業計画を立てるのが得意ではないので、そういうところ  
でなかなか話が進まないということもあると思うんですね。そういう意味では、本当にプロの方  
に事業計画、例えば商工会さんとかでもいろんな相談に乗ったりとかやっていますよね、向こう  
から講師の方を呼んだりして。そういう離島振興を使うということだけにとどまらずに島で事業  
を起こすためにはどうしたらよいか。

それこそ先ほど町長の施政方針にも、今までは海洋の利用ということだったけれども、島を  
いろいろな利用していこうというふうの方針を変えてこれからやっていきますよということ  
じゃないですか。島は本当に資源はたくさんあると思うんですね。いろんな講師の方が来て  
講演すると、島は何でもあるけれども何もないよねって、何もやっていないよねって以前よく  
聞きました。いろんなものがあるのに活用し切れていないのが八丈町民なので、ぜひぜひ  
そういう活用の仕方を教えていただける、事業拡大も含めて井勘定でやっちゃいけないんだ  
よ、ちゃんと事業計画を立てて、コストも計算して、人件費も計算してやっていくんですよ  
ということを多分事細かに懇切丁寧に言っていたらかないと、島の人たち、やっぱり暖かい  
南国気質というんでしょうが、割と大ざっぱというところがあるように私は思っているん  
ですね。なので、ぜひぜひそういうことも含めて、そこまで町がやるのかいって思うかもし  
れないですけども、ぜひいろいろご支援をやっていただきたいなと。

なかなか今商工会のほうも大変でしょうから、講師の方も町のほうで呼んでいただいて、  
事業経営の仕方ですとか拡大の仕方ですとか、それこそ今コロナですから、コロナ禍でどう  
したらいいのか、今後どうしたらいいのかというのは、町としても真剣に考えていかなくち  
ゃいけないと思うんですね。そういう先を見据えたことも踏まえて、ぜひぜひ前向きに外部  
の方の活用を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ご意見あったことは検討を当然しますけれども、今出てきて  
いる計画はかなり盛り込まれているような、結構ほとんどでございまして、中身についてや  
はり国に確認する作業がございまして。その辺を町としては今丁寧にやらせていただきたい、

そのように思っております。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） じゃ、今9件来ているということで、来年採択が2件ということじゃなくて、もうちょっと多いんだらうなということも含めて期待しておりますので、よろしく願いします。答弁結構です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。歳出の議会費から衛生費までです。

9番。

○9番（岩崎由美君） 今の雇用拡充の件に関しては、いつまでも外部のスタッフに、外部の人に任せることも必要かもしれないけれども、将来の町の人たちがちゃんと自分たちで、持続可能な形で評価できたり事業計画をつくれたりということも大切なと思うので、それはいろんな意見があると思いますけれども、私はそのアドバイザーはもういいかなって思っています。

今これからの質問は、衆議院議員選挙に関してなんですけれども、22ページ、歳入のところにもありましたけれども、比較的選挙の見積りって立てやすいと思うんですね。だけど結局200万くらい減額というか使わなかった金額があるんですが、これは多目につけているのか、実際やってみたら予想より必要なかったのかというの、どちらでしょう。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、見積りが多かったというところもございませうけれども、多めに予算計上しているのは事実でございます。その辺で、それほど例えば職員手当等も少なくなくて済んだとか、会計年度の職員の報酬とかも少なくなくて済んだということで減額しているというような理解でお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 分かりました。今、全国的にといいますか、特に離島なんかで選挙の投票日の繰上げ、時間を短縮するという動きが、もちろんこれは投票箱が運べないから繰り上げるという理由もあるんですけれども、短くしていくというところが増えてきているようなんですね。8時までには長くなったのはそんな古いことではなく、比較的最近の、それでも二十何年前かなと思うんですが、町ではこの選挙、期日前投票も大分増えていて、そういったことで選挙の時間を少し繰り上げるというような議論というのはされていますでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 今のところ、選挙の時間についての議論はまだされておられません。

今後、選挙についてもインターネット投票とか、どんどん進んでいくと思いますので、そちらを踏まえて、今後検討していくことになろうかと考えております。

(岩崎議員「分かりました」の声あり)

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかに。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 20ページの企画総務費の熱中小学校運営委託料についてなんですけれども、こちらずっと募集をされていて、急遽ホームページのほうで募集取りやめて今年度はやらないということになったと思うんですけれども、その経緯と、それで今年ですね、次年度はどういう形で行う予定なのか、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 取りやめた経緯ということでございますけれども、こちらは熱中小学校事務局のほうでちょっと不祥事があったということで、町に対しまして今年度は実施ができない見込みであるということで、町としては契約はしていたんですけれども、中止したというような経緯でございます。

次年度以降の関係でございますけれども、委託していた事業者の方が独自で今進めているということになってございます。詳しい情報までは、ちょっとは町のほうへは入っていないわけなんですけれども、来年度については独自でこの熱中小学校の事業を進めていくというふうな伺ってございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） この熱中小学校の事業というのは、島外の方もいらっしゃいますけれども、八丈の方もすごく興味があって参加されている方も大変多い事業だと認識しております。それなので、ぜひ八丈町、不祥事があったいろいろな問題もあったかもしれませんが、今後もそういうことがないように、監督しながら支援できるような形があったらいいと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。答弁はいいです。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますかね。

5番。

○5番（沖山恵子君） 43ページの出資金……

○議長（奥山幸子君） 29ページまでですね。

(沖山議員「29ページまで。ごめんなさい、すみません」の声あり)

○議長（奥山幸子君） 衛生費までですね。

3番。

○3番（山下則子君） 25ページの一番最後のところのがん患者ウィッグ等購入費助成なんですけれども、2月の全協のときは3名の方だっておっしゃっていたんですけれども、3名分がマイナスされた額がこの額なんですか。100万で計上されていましたよね。それで、15万円が3人分ということなんですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちらは、まず助成金額、こちらがウィッグとあと胸の補強具とかで上限がお一人1万円もしくは実費、どちらか低いほうということでございまして、取りあえず今現在まだ3名の方しかいらっしゃらないので3万円、15に残しているのは、まだ今後、今年度も今からも申請があるんじゃないかということで残しております。

実際、今週から女性のがん検診のほうも保健福祉センターで行う予定なんですけど、その現場でも、がん検診初めて受けられる方もいらっしゃいますが、例えば一度ご病気をされて、もしかしたら検査のために検診を受けられる方もいらっしゃるんじゃないかということで、一応こういった周知のお知らせを何かしら作って、現場にも配置したいというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

(山下(則)議員「はい」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ほかにありませんかね。

4番。

○4番（山本忠志君） 今の質問に関連したことなんですけれども、やっぱりもうちょっと助成の幅の拡大ができないかなと思ってね。ウィッグって幾らするかご存じですか。大体まあまあ気にいったやつになりますと20万円かかるんですね。10万ぐらいじゃあまり気に入らない。1万円じゃさっぱり、もう何か例えば髪の毛乗っけて、明らかにそれつけているねって分かるようなおもちゃのようなものなんですね。しかも1個じゃ嫌だと。せっかくだからカラフルなシルバーのとか、ちょっとおしゃれしたい人もいるわけで、そういうことを考えると、これからの時代には、ないよりははるかにいいんですけれども、すごくそれはありがたいと思うんですけれども、もうちょっと質の向上といいますか、考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今、4番議員がおっしゃるように、例えば医療用のウィッグというのかなりお高いものだという事は私も認識はしております。ただ、うちの要綱の中では、医療用というだけに限らず、外見上のこともあるので、通常のものでがん等の治療でそうなった場合の普通のかつらといった部分、あと部分的なかつら、そういったものうちのほうでは助成の対象というふうにしてございます。

ただ、今年度初めて行った事業でございまして、一応全国の助成をしている自治体さん、いろいろと調べさせていただいたところ、やはり一番は上限1万円とかいったところが多かったんですね。まず出だしたかったので、それでやってみましたけれども、今後はそういった金額の見直し等も含めて検討してまいりたいというふうには考えてございます。

ほかの自治体さんでも、一番上限額が高いところでたしか3万円か実費、どちらが低いほうというような自治体さんも幾つか見受けられましたので、そういったところも今後見直しの中には入れていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） つい先ほどの町長さんの施政方針の中にも、しっかりとうたわれているんですね。保健・母子・健康増進事業として、医療機関通院の交通費やがん患者のウィッグ等購入費の一部助成と、これすばらしいですよ。全国で見えていますよ、町長さん、これね。八丈町というのは弱者の立場の方に対して手厚い町だなということで、すごくいい取組をしていると思うんですけども、次の第2段階のテーマとして、もうちょっと質の向上、助成額のアップというか、お願いを申し上げたいと思います。答弁はないでしょうね。ありますか。じゃあ。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今、4番議員おっしゃっていただいたように、本当に施政方針、これ最初に今年度始めたのも、まずは町長からもそういったがん患者の方とか外見、例えば社会参加という部分、特に重要じゃないかということで始めた経緯もございます。

そういったところもあるので、現段階ではまずはうちらが周知が足らなかったんじゃないかという部分、さらには今おっしゃったように助成金額の見直しや考え方等も今後は検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（山本議員「ありがとうございました」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。29ページの衛生費までです。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、29ページまでの質疑を終結いたします。

続いて、29ページの労働費から43ページの予備費までの質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 先ほどの43ページの13の出資金のところなんですけれども、バスの倉庫だか庁舎だか不調になったんでということで、これ繰越明許もされていないのですが、来年度金額を上げてもう一度何か考えているということなのか、造るのやめたということはないと思うんですけれども、どんな感じなのか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 先ほど企財課長がバスの入札が一度不調になったということで説明があったんですが、2度目の入札に向けて準備を終えて、3月4日に2回目の入札を行う予定であります。工期についても一応延ばしまして、令和5年の1月31日までに完了する予定で入札のほうを行いたいというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） この出資金につきましては、当初予算のほうに振り替えているということでご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 入札はするけれども、予算は来年度ということなんですか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 今年度、入札はしますけれども、もう年度末でございまして、出来高もないような状況ですので、来年度ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 当初予算とか組んでいないのに、入札とかってしていいんですか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 当初予算ではなくて、既にバスの事務所の建て替えにつきましては令和3年度の予算で建築に関する事業費は組んでおりますので、今年度の入札は可能です。

○議長（奥山幸子君） 分かりやすく町長、説明してください。

(沖山議員「いや、このお金がなくても建つんならいいけど」、町長「違います。これは、一般会計で、企業が建てるのに支援するからこっちでは支出を減らしているけれども、企業会計は企業会計で予算化

していますから、今度企業会計のほうで多分出てくる。そのまま予算があるからそのままになるんです。一般会計は、その手続は出すほうを減らして新年度で措置するということですから。分かりました。分からない」、沖山議員「ある程度の予算があるから、それで予定は立てて足りない分は後でこっちからもらうから、ある程度予算の中で……」の声あり)

○議長（奥山幸子君） 発言するのにあれしてくださいね、ちゃんと。

企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 先ほども申し上げましたが、今年度中には出来高が見込めないということです。来年度にそれを支援するという意味合いですけれども、よろしく願います。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。後で本人に聞いてください。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

10番。

○10番（金川孝幸君） 今の話にちょっと関連する部分もあるんですけども、31ページ、林業費のポットホール散策路整備工事、これも入札不調になったと思うんです。あと、大川浄水場も入札不調、今年度入札不調の案件が何件かあるので、この不調になった原因というのは単価が採算的に合わないのか、あと業者がそこまで手が回らないのか、その辺のなぜ不調になったかというのは確認されているんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 町長。

○町長（山下奉也君） 入札の関係は副町長が委員長でやっていますけれども、聞いたところによると、今コロナの影響がすごく高い、資材が見積り取って2か月、3か月じゃもう全然合わない金額になっていると、そういう部分があつてなかなかという部分もあります。それと、今年は海も荒れて、相当工期の問題と両方が重なってなかなか業者も受け切れないと、それと人材も不足しているということを伺っています。

そういういろんな要素が、やっぱり一番はコロナで資材が本当に高騰しているというのが、業者が入札して今はその単価だけでも、実際購入するときになんになるんだろうという不安からなかなか不調になっているというのが主な原因ですので、どうかご理解をいただきたいと思います。私も工期の関係かいろいろ聞いたんですけども、なかなかコロナの影響が複

雑に絡んでいるということを伺っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 10番、よろしいですか。どうぞ、10番。

○10番（金川孝幸君） よく分かりました。このような状況の中で新年度も入札する業者、大変苦勞するんじゃないかなと思われるので、ある程度の範囲で補正で対応するなり、工期の調整とか、臨機応変に今の時代に合った対応をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 庁内の庁議もございまして、来年度入札の町単の諸経費の関係も議論しました。そういう中で、都の単価を使ったり、また見積りでも今後は柔軟にやっ  
ていきたいと思いますということで決まりましたので、今年度より、より柔軟に対応できるかなと思  
っています。

ただし、今町長が申し上げたとおり、コロナの関係ですとか燃油の高騰の関係で、建築ではコンパネもなかなか入ってこないような状況も聞いておりますので、その辺はなかなか難しいところはございますけれども、いろいろ情報を聞きながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 10番、よろしいですか。

（金川議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますかね。43ページ、最後までです。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないですね。

ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第1号 令和3年度八丈町一

般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第10、議案第2号 令和3年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、書類番号の5番をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第2号 令和3年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

令和3年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ419万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,782万4,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（奥山 勉君） はい。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款保険料148万8,000円の増。こちらにつきましては、滞納繰越分の徴収実績に伴う増額でございます。

4款国庫支出金173万5,000円の増。こちらにつきましては、1目調整交付金、こちらは給付実績に伴う増額、3目介護保険事業補助金は、システム改修分の額の確定による増額でございます。

4目につきましては、当初機能強化推進交付金として一本で予算化をしておりましたが、交付金の実績報告は推進と支援の2つに分けることとされたため、4目は実績評価やリハビリテーション専門職の活用等の部分を推進交付金としまして、それ以外の保険者努力部分として、介護予防や健康づくりを新たに5目として追加をして増額したものでございます。

5款支払基金交付金124万8,000円の減。6ページをお願いいたします。こちらは、介護予防サービス費の実績に伴う減額でございます。

6款都支出金204万円の増。施設等の介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付

費の実績に伴う増減額となります。

8 款繰入金。こちらにつきましては、それぞれ繰入れをしている中で介護給付費の実績に伴う増、認定関係の旅費等の減、あと給付費の実績の増に伴う基金からの取崩しによりまして18万2,000円の増となります。

以上、歳入合計、補正前の額10億9,362万7,000円、補正額419万7,000円の増、計10億9,782万4,000円となります。

次は、7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費60万3,000円の減でございます。旅費や認定調査委託料の減額分でございます。

2 款保険給付費480万円の増、1 項介護サービス等諸費。

あと、8 ページをお願いします。

2 項介護予防サービス等諸費、6 項特定入所者介護サービス等費、それぞれが実績及び見込みによる増減でございます。要介護の方のサービス利用は伸びておりますが、要支援の方の予防サービス利用は当初予想より減少をしております。また、特定入所者介護サービス等費は、このコロナの影響によりまして、施設側がショート・ステイ、こちらの利用に制限をかけた部分が大きく影響しているというふうに考えてございます。

9 ページをお願いいたします。

以上、歳出合計、補正前の額10億9,362万7,000円、補正額419万7,000円の増、計10億9,782万4,000円。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第10、議案第2号 令和3年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(奥山幸子君) 続きまして、日程第11、議案第3号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

- 住民課長(佐藤真一君) ただいまと同じ書類番号5番の、介護の次の緑色の用紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第3号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和3年度八丈町の高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億834万1,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

- 住民課長(佐藤真一君) はい。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出とも、項の補正額で説明申し上げます。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料467万7,000円の増。歳出の広域連合分賦金の保険料等負担金も増額補正するとともに、新しく後期に加入される方々の所得に対して徴収する保険料が増となっております。

その下、3款1項都補助金46万2,000円の増。健康診査事業への区市町村支援事業補助金が増となります。

その下、4款1項他会計繰入金486万5,000円の減。次のページになりますが、歳出の広域連合への分賦金で減となる項目は歳入の繰入金でも連動して減となりますが、歳出額に併せて3節の職員給与費等繰入金は増額いたします。

6款2項償還金及び還付加算金11万9,000円の増。過年度の保険料未収金補填分負担金等が広域連合から返還されます。

4項受託事業収入18万円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出の保健事業費の健康診査費用や葬祭費の実績に伴い増減いたします。

5項雑入77万6,000円の増。葬祭費交付金、令和2年度の精算分等が増となります。

一番下、歳入合計、補正前2億699万2,000円、補正額134万9,000円の増、計2億834万1,000円。

下のページ、歳出に移ります。

1款1項総務管理費29万3,000円の増。管外旅費は減となりますが、保険料平準化作業システム改修委託料等は増となります。

2款1項葬祭費55万円の増。葬祭費が増となります。

3款1項広域連合納付金80万7,000円の増。歳入でも申し上げましたが、保険料等負担金は増となります。

一番下、4款、次のページをお願いします。

1項保健事業費57万2,000円の減。健康診査委託料等が減となります。

その下、5款1項償還金及び還付加算金60万円の減。過年度に係る保険料返戻金が減となります。

その下、2項繰出金87万1,000円の増。一般会計へ前年度実績に伴う交付金等を繰り出しいたします。

ということで、一番下のところ、歳出合計、補正前2億699万2,000円、補正額134万9,000円の増、計2億834万1,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ございませんかね。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第3号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第12、議案第4号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 同書類番号、後期の次のピンク色の次の用紙になります。

1ページをお願いいたします。

議案第4号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和3年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,946万円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（佐藤真一君） 令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

こちらも歳入歳出とも、項の補正額で説明申し上げます。

歳入、1款1項国民健康保険税396万4,000円の増。収納率の上昇により増額補正いたします。

一番下、4款、下のページになります。

1項都補助金581万5,000円の減。特別交付金が減となります。

その下、6款1項他会計繰入金140万1,000円の増。法定で定められた割合により、保険基金安定繰入金、保険税軽減分と保険者支援分が増、職員給与費等繰入金は、歳出の人件費の減に合わせて減となります。

ということで、一番下、合計、補正前の額12億4,991万円、補正額45万円の減、計12億4,946万円。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項総務管理費175万1,000円の減。12節で年金特別徴収の平準化に係るシステム改修委託料は増となるものの、18節職員人件費、2節、3節ですね、そういった職員人件費は1名分を減といたします。

その下、3款1項医療給付費分と2項後期高齢者支援金分と次のページの3項介護納付金分は、財源の更正を行います。国都支出金を減としまして、一般財源等を増やします。

8款3項繰出金130万1,000円の増。過年度滞納分を一般会計へ繰り出したいたします。

ということで、歳出合計、補正前12億4,991万円、補正額45万の減、計12億4,946万円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

ございませんかね。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第4号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

まだ早いんですけれども、休憩としたいと思います。午後1時から再開いたします。

（午前11時20分）

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第13、議案第5号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 資料番号6をお願いします。

1ページをお願いします。

議案第5号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和3年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除き、文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、水道施設整備事業、補正前、限度額1億2,000万円、補正後、限度額1億900万円に減額いたします。建設改良費の事業費の減によるものです。起債の方法、利率、償還の方法について、変更はありません。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いします。

令和3年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1款水道事業収益、2項営業外収益182万6,000円の減。長期前受金戻入の減です。

支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用125万4,000円の増。固定資産除却費が増になります。

続いて、資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入842万4,000円の減、1項企業債1,100万円の減。

次のページに移りまして、4項都支出金257万6,000円の増。老朽管更新事業等の補助金です。

支出です。

1款資本的支出、1項建設改良費1,309万7,000円の減。施設改良費の不用額の減になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第5号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、議案第6号 令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 水道事業会計の次になります。

1ページをお願いします。

議案第6号 令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池 拓君) はい。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いします。一番最後のページになります。

令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入のみの補正です。

1款自動車運送事業収益、2項営業外収益800万円の増。雑収益は減になりますが、一般会計補助金の増により増となります。

続いて、資本的収入及び支出。

こちらも収入のみの補正です。

1款資本的収入、2項一般会計繰入金3,500万円の減。一般会計出資金の減になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(奥山幸子君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番さん、いいですか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第14、議案第6号 令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第15、議案第7号 令和3年度八丈町病院事業会計補正

予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、緑の用紙の次のページをめくりまして、1ページをお願いいたします。

議案第7号 令和3年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和3年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○病院事務長（菅原宏幸君） はい。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

最後のページ、9ページをお願いいたします。

令和3年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1款病院事業収益、2項医業外収益1億6,000万の減、4目その他医業外収益2億4,000万の減。赤字補てん分となります。

5目一般会計補助金8,000万。一般会計補助金の8,000万となります。

支出に移ります。

1款病院事業費用、1項医業費用450万6,000円。給料と法定福利費の減となります。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） すみません、ちょっとこの予算書じゃないんですけども、参考までに教えてください。

オミクロンがはやるようになってから、八丈町のほうでも人数が増えました。ほとんどが病院に入院ではなく、ご家庭で療養されている人が多いと思います。この治療方法というか、今までは例えば酸素吸引が必要だとか、非常によくない重篤の場合は東京に搬送という、そういうことは多分なかったのかなと思うんですけども、普通の解熱剤とか、そういう処方で皆さん治癒されたのか。どのような治療を行ったか、ちょっと教えてください。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 全員はちょっと分からないんですが、保健所の担当もありますけれども、一応病院にかかれた方で入院の方ですけれども、軽症の方は解熱剤でよかったです。点滴のゼビュディ、あれを使った方が2名、ラゲブリオを使った方が1名いらっしゃいます。

病院としましては、1人が中等症までいった方がいたんですが、搬送には至らず、そのまま病院に入院で完治したということになってございます。大体軽症の方は、多分解熱剤を処方されていると思われま。

以上です。

（岩崎議員「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにありますか。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 今のちょっと関連にもなるかもしれないんですが、初めに町長からの施政方針にもありました今後の医療についてなんですが、5Gの通信を活用した遠隔医療の実装に向けた取組というお話もありました。

その中で、一概に5Gと申しても、例えば医師同士のやり取りで患者さんに治療を施すというD to Dという方針とか、あとそれ以外に患者さんが直接病院に足を運ばなくても済む5G対応とか、いろいろなやり方が医療行為で問われているかと思うんですが、今後八丈町のほうで実装していく5Gの形というのが、もし分かれば教えていただきたいと思

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 今現在ですけれども、3月7、8日に5Gの実証実験をやる予定だったんですが、ちょっとこのコロナ禍で一応24、25日に、檜立運動場から5Gを使いましてエコーの画像、広尾と遠隔をやる予定になってございます。

来年度、いろんな形で東京都の予算、あとは施政方針のほうで町立八丈病院という知事からの意見もあって、5G対応ということで、来年度もデジタル局が動いて予算をつけていただきまして、一応1億という形で予算がついてございます。それに関しましては、一応事業者に充てた助成と聞いてございます。ちょっと詳細のほうはまだあれですけれども、今予算ベースの話でいきますと、そういう形で東京都が動いていただく形にはなっております。

中身に関しては、多分5G使ってエコーとか、そういう遠隔のほうの治療に役立てて、大

容量とか映像という形でやっていかれると思いますので、現在も遠隔はやっているんですけども、というところでのどう進んでいくかということは今後になると思われま。よろしくをお願いします。

(宮崎議員「ありがとうございます」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかによろしいですかね。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第15、議案第7号 令和3年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(奥山幸子君) 続いて、日程第16、議案第8号 令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池 拓君) 病院事業会計の次になります。

1ページをお願いします。

議案第8号 令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池 拓君) はい。

次のページをお願いします。

企業債。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的、合併処理浄化槽整備事業、補正前、限度額1,420万円、補正後、事業費の減により960万円に減額いたします。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

7ページをお願いします。

令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1 款浄化槽設置管理事業収益305万円の減、営業収益60万3,000円の減。浄化槽使用料の減です。

2 項営業外収益244万7,000円の減。赤字補てんの減、国と都の単独浄化槽撤去補助金の減、一般会計補助金の減になります。

次のページをお願いします。

支出。

1 款浄化槽設置管理事業費用、1 項営業費用45万円の減。単独浄化槽撤去負担金、こちらの不用額の減になります。

続きまして、資本的収入及び支出。

収入。

1 款資本的収入1,607万8,000円の減、1 項企業債460万円の減。合併処理浄化槽整備企業債です。

2 項一般会計繰入金701万7,000円の減。企業債償還補助金と一般会計出資金になります。

3 項国庫支出金551万8,000円の減。浄化槽設置工事補助金です。

5 項工事負担金105万7,000円の増。浄化槽設置工事負担金になります。実績による減額と増額になります。

支出です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費2,703万7,000円の減。浄化槽設置工事の実績による減です。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第8号 令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第17、議案第9号 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の7をお願いいたします。

議案第9号 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約の変更。

令和3年1月20日開催の令和3年第一回臨時会において、原案可決された「新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約（議案第4号）」を下記のとおり変更する。

記。

- 1、請負契約金額、イ、変更前、金1億1,275万円。ロ、変更後、金1億4,228万3,900円。
- 2、請負代金に対する増減額、金2,953万3,900円の増。
- 3、変更の理由、残土処理工の工法追加、植生工の工法変更及び浸透柵のサイズ変更に伴い、かかる契約金額を増額変更する。

工期は、令和4年の3月25日となっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、住民課長から説明をさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 裏面をご覧ください。

造成計画平面図となっております。

縦の線のところ、網かけ部分はちょっと無視していただいて、道路上側の四角形の形のところで、斜めの点線のところが中心となります。

まず1つ目としまして、工事内容の変更としまして、転石破碎工、岩の破碎、こちらのほうは、岩の形状が大きくて30センチ以内の破碎をしなければいけないことになっているんですが、それより大きい、一応岩は想定しておったんですが、それを処理するための破碎が必要になったということで、実績によりましてということで3,853立方メートル、これが一番大きい変更となります。

2番目に、植生工、切土部分、盛土部分とございます。こちらにつきましては、やはり岩が多くて、植生マットでは根が根づかないので、5センチ厚の植生基材という土壌を吹きつける工法に変更してございます。

3番目としまして、浸透柵工となりますが、計画しておりました浸透面にやはり岩が出ましたので、掘削深度5メートルを8メートル掘らないと岩が邪魔して浸透しないということで、こちらのような変更となります。

なお、企財課長が申し上げたとおり、工期のほうも12月24日でございましたが、3月25日に変更してございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第9号 新八丈町クリーンセンター敷地造成工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第18、議案第10号 樫立中之郷線道路改良工事請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第10号 樫立中之郷線道路改良工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

樫立中之郷線道路改良工事請負契約の変更。

令和3年6月10日開催の第二回定例会において、原案可決された「樫立中之郷線道路改良工事請負契約（議案第47号）」を下記のとおり変更する。

記。

1、請負契約金額、イ、変更前、金1億3,805万円。ロ、変更後、金1億8,393万4,300円。

2、請負代金に対する増減額、金4,588万4,300円の増。

3、変更の理由、地中障害（岩の発生）に伴う掘削工法の変更及び地中障害による次年度以降の設計検討の為にボーリング調査を追加したことに伴い、かかる契約金額を増額変更する。

工期は、令和4年の7月29日となっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、建設課長から説明をいたします。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、裏面のほうをご覧ください。

ご覧いただいている図面の右上に示してある断面図ですけれども、これは唐滝川の下流から上流に向かって見たときの断面図となっております。赤く塗ってある部分が今年度の施工箇所ということになります。具体的には深礎ぐい、フーチング、または橋台の工事となります。

先ほど企財課長のほうからの説明にあったとおり、今回工事の箇所での岩の発生量が想定よりも多かったということもありまして、左下の四角の中に赤字で書いてあるのが今回の変更内容となっております。

地中障害発生に伴い、掘削工法を変更しました。これはプレボーリング工法という工法からダウンザホールハンマA工法という工法に、機械のサイズを大きくしているということです。また、地中障害に伴い機械先行掘削の追加と、これはくいを打つために掘り下げていく箇所の地中にある岩盤または岩を、前もって砕いた上でくいの掘削に入るといったためのものです。

また、最後にボーリング調査2か所と書いてあるのは、これは先ほどの断面図でいきますと黄色い色が塗ってあるほうのA1橋台、これは来年度施工する予定になっているんですが、今年度想定よりも岩が多かったことを受けて、来年度の工法等の検討のための事前調査をするためのボーリングでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第10号 檜立中之郷線道路改良工事請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第19、議案第11号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第11号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更。

令和3年9月8日開催の第三回定例会において、原案可決された「中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約（議案第60号）」を下記のとおり変更する。

記。

1、請負契約金額、イ、変更前、金1億3,145万円。ロ、変更後、金1億3,170万6,300円。

2、請負代金に対する増減額、金25万6,300円の増。

3、変更の理由、既存路面と改良路面の擦り付け部舗装延長及びスクラップ搬出実績に基づく数量の変更に伴い、かかる契約金額を増額変更する。

工期は、令和4年3月24日となっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、建設課長から説明をいたします。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、一番最後の裏面の図面のほうをご覧いただきたいと思っています。

この図面でいきますと、左側に青と黄色で書いてある路線が中道伊郷名線となります。

今年度施工しているのは赤く印を打ってある場所、上のほうの赤い印がのり面、下のほうが道路部分となります。

今回の変更については、主には道路部分の擦りつけ舗装の面積の変更ということで、右側の四角の中に書いてありますけれども、擦りつけ舗装、当初11平米を計画していたところが26平米に増やしたということです。延長で言いますと、2メートルの擦りつけ区間を想定していたんですけれども、2メートルの擦りつけだとちょっと段差がついてしまうということもありまして、これを5メートルに変更したことに伴う増額変更でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第11号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約の変更は原案どおり可決いたしました。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第20、同意第1号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） それでは、書類番号8をお願いいたします。

同意第1号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意について。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意について。

下記の者を八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員に任命したいので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めます。

まず、委員のほうでございます。

1、住所、東京都八丈島八丈町中之郷3351番地。氏名、秋田 捷。昭和17年7月3日生まれ、79歳。

2、住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2284番地。氏名、奥山茂巳。昭和38年3月24日生まれ、58歳。

続きまして、補充員のほうでございます。

1、住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2310番地。氏名、浅沼孝彦。昭和20年5月15日、76歳。

2、住所、東京都八丈島八丈町三根213番地1。氏名、三井幾雄。昭和25年11月21日、71歳。

次のページをお願いします。

説明。

学識経験を有する者の中から任命する八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員が、令和4年3月31日をもって任期満了となるので、任命するものである。

略歴については省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第20、同意第1号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意については原案どおり同意いたしました。

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第21、同意第2号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） ただいまの書類番号8の今の議案の次になります。

今の議案の3枚めくっていただいて、同意第2号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

次の者を八丈町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、東京都八丈島八丈町大賀郷2230番地2。氏名、大脇 進。生年月日、昭和47年4月3日生まれ、49歳。

説明。

八丈町固定資産評価審査委員会委員大脇 進氏の任期が令和4年3月31日で任期満了となるので、選任するものである。

裏面の略歴については省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第21、同意第2号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については原案どおり同意いたしました。

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第22、同意第3号 八丈町農業委員会委員の任命の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号8のただいまの議案の次になります。

同意第3号 八丈町農業委員会委員の任命の同意について。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町農業委員会委員の任命の同意について。

下記の者14名を八丈町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意を求めます。

1、住所、東京都八丈島八丈町三根1901番地。氏名、浅沼博之。生年月日、昭和25年2月22日、72歳。募集区分、応募。

略歴は省略させていただきます。

以降も略歴については省略させていただきます。

2、住所、東京都八丈島八丈町三根1547番地。氏名、磯崎典雄。生年月日、昭和21年11月4日、75歳。募集区分、応募。

次のページをお願いいたします。

3、住所、東京都八丈島八丈町三根1158番地1。氏名、奥山利平。生年月日、昭和43年12月29日、53歳。募集区分、応募です。

続きまして、4、住所、東京都八丈島八丈町大賀郷728番地。氏名、菊池勝男。生年月日、昭和23年10月1日、73歳。募集区分、応募。

次のページになります。

5、住所、東京都八丈島八丈町大賀郷731番地1。氏名、加藤純生。生年月日、昭和47年

6月7日、49歳。募集区分、応募。

6、住所、東京都八丈島八丈町大賀郷7673番地8。氏名、菊池みゆき。生年月日、昭和42年3月26日、54歳。募集区分は応募です。

次のページをお願いいたします。

7、住所、東京都八丈島八丈町檜立211番地。氏名、磯崎 正。生年月日、昭和36年12月17日、60歳。募集区分、応募。

8、住所、東京都八丈島八丈町中之郷1714番地1。氏名、金田可奈利。生年月日、昭和39年1月12日、58歳。募集区分、応募。

9、住所、東京都八丈島八丈町末吉2767番地1。氏名、青木保憲。生年月日、昭和34年1月25日、63歳。募集区分、応募。

次のページをお願いします。

10、住所、東京都八丈島八丈町三根1686番地。氏名、浅沼 實。生年月日、昭和29年9月6日、67歳。募集区分、東京島しょ農業協同組合推薦。

11、住所、東京都八丈島八丈町大賀郷1121番地。氏名、菊池 寛。生年月日、昭和24年11月9日、72歳。募集区分、東京島しょ農業協同組合推薦。

12、住所、東京都八丈島八丈町檜立261番地。氏名、伊勢崎武二。生年月日、昭和26年2月11日、71歳。募集区分、東京島しょ農業協同組合推薦。

次のページをお願いいたします。

13、住所、東京都八丈島八丈町中之郷2476番地。氏名、菊池家司。生年月日、昭和36年7月22日、60歳。募集区分、東京島しょ農業協同組合推薦。

14、住所、東京都八丈島八丈町末吉844番地。氏名、沖山慶孝。生年月日、昭和17年12月27日、79歳。募集区分、東京島しょ農業協同組合推薦。

説明。

八丈町農業委員会委員14名の任期が令和4年3月31日で任期満了となるので、任命するものである。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第22、同意第3号 八丈町農業委員会委員の任命の同意については原案どおり同意いたしました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第23、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号9をお願いいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を、人権擁護委員として推薦したいため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

1、住所、東京都八丈島八丈町中之郷2755番地。氏名、大澤 幸。生年月日、昭和44年3月5日、52歳。

1、住所、東京都八丈島八丈町末吉574番地1。氏名、沖山孝雅。生年月日、昭和27年7月7日、69歳。

説明。

人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、議会の意見を求めます。

裏面の略歴については省略させていただきます。

以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第23、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第24、議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号10番をお願いいたします。

議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

各自治体名につきましては、割愛させていただきます。

千代田区から小笠原村までの計62区市町村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、地方自治法第291条の3の規定に基づき、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

上記議案を提出する。

令和4年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

令和4・5年度の後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を、各区市町村の一般財源から負担金として支弁することとするため、規約を変更する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

ということで、内容につきましては、各区市町村の葬祭費、審査支払手数料、未収金補填及び所得割軽減等を一般財源から実施しております。それらについての負担金を、令和4、5年度につきましても適用するための改正となります。

令和4年4月1日から施行するということです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第24、議案第12号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約は原案どおり可決いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

令和4年第一回八丈町議会定例会第1日目を散会いたします。

次の会議は、3月15日火曜日午前9時より開議いたします。

お疲れさまでした。

（午後 1時47分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月1日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 小 川 一

署 名 議 員 山 下 巧